水道事業に係る上下水道料金徴収等業務委託の 発注延期について

【事案の概要】

本業務委託は、上下水道料金の徴収業務等を包括委託するものであり、区域が連なる4水道 事業(泉南水道事業、阪南水道事業、田尻水道事業、岬水道事業)において一括発注し、令和 3年4月1日からの業務開始を予定していた。

しかしながら、令和2年度当初予算(債務負担行為)における限度額に計上誤りがあり予算額に不足が生じたため、発注時期を令和2年度から令和3年度に延期することとした。

(業務内容)受付業務、検針業務、料金収納業務、開閉栓業務 等 (業務期間)令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(債務負担に基づく5年契約)

【今後の対応】

令和3年度当初予算(案)(債務負担行為)としてあらためて必要額を計上するとともに、 令和4年4月からの業務開始に向け準備を進める。

なお、今後予算編成時におけるチェック体制を強化するなど、再発防止を徹底する。

< 令和2年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算 第2章市町村域水道事業 抜粋> (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
[泉南水道事業	:]					千円
上下水徵収等業		令和2年度から	令和7年度まで		244, 200	
[阪南水道事業]						
上下水徵収等業		令和2年度から	令和7年度まで		374, 000	
[田尻水道事業]						
上下水徵収等業		令和2年度から	令和7年度まで		114, 035	
[岬水道事業]						
	道料金	令和2年度から	令和7年度まで		128, 793	